第十四条

１　事務所は、日本国において自然人又は法人と契約を締結する場合には、当該契約の他の当事者の要請により、当該契約の解釈又は履行から生ずる紛争がいずれかの当事者の要請によって私法上の仲裁手続に付されることを可能にする仲裁条項を含めるものとする。

２　事務所は、１に規定する契約から生ずる紛争以外の私法的性格を有する紛争の適当な解決方法について定めるものとする。

３　ＯＩＥは、次の紛争の適当な解決方法について定めるものとする。

(a)　事務局長が締結する事務所の職員の雇用契約に関する紛争

(b)　この協定によって免除を享有する事務所の職員に係る紛争。ただし、当該免除が前条の規定によって放棄されていない場合に限る。

４　この協定の解釈又は適用に関し、政府とＯＩＥとの間の紛争又は政府とＯＩＥとの間の関係に影響を及ぼす問題であって、交渉又は他の合意された解決方法によって解決されないものは、日本国外務大臣が任命する仲裁人、事務局長が任命する仲裁人及びこれらの二人の仲裁人によって任命されて仲裁廷の長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人による仲裁廷に付託する。最初の二人の仲裁人がその任命の後六箇月以内に第三の仲裁人について合意に達しない場合には、第三の仲裁人は、政府又はＯＩＥの要請により、国際司法裁判所長によって任命される。仲裁廷の決定は、最終的なものであり、かつ、政府及びＯＩＥを拘束する。

第十五条

１　事務局長は、常に裁判の正当な実施を容易にし、警察、火災防止、公衆衛生及び労働監督に関する法令その他類似の法令の遵守を確保し、並びにこの協定に定める特権及び免除の濫用を防止するため、日本国の関係当局と常に協力するものとする。

２　この協定によって与えられる特権及び免除を害することなく、日本国の法令を遵守することは、当該特権及び免除を享有する全ての者の義務である。

３　この協定のいかなる規定も、安全保障のために全ての予防措置をとる政府の権利に影響を及ぼすものではない。

第十六条

この協定の改正に関する協議は、政府又はＯＩＥのいずれか一方の要請によって行われる。いかなる改正も、相互の合意によって行われる。

第十七条

１　この協定は、政府及びＯＩＥがこの協定の受諾を通知する公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

２　この協定は、政府又はＯＩＥのいずれか一方の他方に対する書面による通告によっていつでも終了させることができ、当該通告の受領の後一年で終了する。この協定は、事務所が日本国の領域から移転する場合又は事務所の解散の場合には、その移転又は解散及び日本国における事務所の財産の処分に要する合理的な期間の後、効力を失う。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年十二月二十日にパリで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
阿部康次
国際獣疫事務局のために
Ｍ・エロワ

総務大臣　高市　早苗
法務大臣　三好　雅子
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

AGREEMENT
BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN
AND THE WORLD ORGANISATION FOR ANIMAL HEALTH
REGARDING PRIVILEGES AND IMMUNITIES
OF THE REGIONAL REPRESENTATION FOR ASIA AND THE PACIFIC
OF THE WORLD ORGANISATION FOR ANIMAL HEALTH

The Government of Japan and the World Organisation for Animal Health,

Recalling the International Agreement for the Creation of an Office International des Epizooties in Paris, done on 25 January 1924,

Considering that the Regional Representation for Asia and the Pacific of the World Organisation for Animal Health is located in the territory of Japan, and

Desiring to regulate the affairs relating to the privileges and immunities of the Regional Representation for Asia and the Pacific of the World Organisation for Animal Health in the territory of Japan,

Have agreed as follows:

Article 1

For the purpose of this Agreement:

(a) the term "International Agreement" means the International Agreement for the Creation of an Office International des Epizooties in Paris, done on 25 January 1924;

(b) the term "OIE" means the World Organisation for Animal Health;

(c) the term "Government" means the Government of Japan;

(d) the term "Office" means the Regional Representation for Asia and the Pacific of the World Organisation for Animal Health;

(e) the term "premises" means any building or part of a building occupied by the Office for the official activities of the Office;